

# **1. 腎臓病療養指導士制度について**

# 「腎臓病療養指導士」設置検討の背景

- ✓ CKDの診療においてはコメディカルを含むチーム医療、病診連携が重要である
- ✓ CKD指導の具体的治療目標は示されているが、これを十分に達成できていない(エビデンス実践ギャップ Evidence-Practice gap)
- ✓ 地域によりCKD診療を行うスタッフに過不足がある(地域格差)
- ✓ 職種以外の領域の知識は必ずしも十分ではなく、また、職種間で指導内容が必ずしも統一されていない

➡ CKD患者の予後・QOL改善のためには、共通の基本知識を持ち、チーム医療の中でこれを正しく実践できる CKD療養指導の担い手を幅広く養成する必要性

➡ 腎臓病療養指導士(仮称)の検討が10年前に始まり、2017年度にスタート。

# 「腎臓病療養指導士」の基本的考え方

## 医療施設および地域におけるCKD療養指導の担い手

- 対象は、看護師、管理栄養士、薬剤師の3職種
- チーム医療と医療連携により、それぞれの医療環境において質の高いCKD療養指導を提供する
- 療養指導の対象は保存期CKD患者に限定
- CKDの療養指導に関する職種横断的な基本知識および「療養指導」の実地経験を問うものとする
  - 他の領域の高度専門知識は必ずしも必要としない。
  - 「CKD診療ガイド」「医師・コメディカルのための慢性腎臓病生活・食事指導 マニュアル」を習得しているレベルが目安

# 参考テキスト

## ➤ 講習会資料

## ➤ CKD診療ガイド2012(第2版)

➡ 一般医(非腎臓専門医)および  
コメディカル向けの診療指針

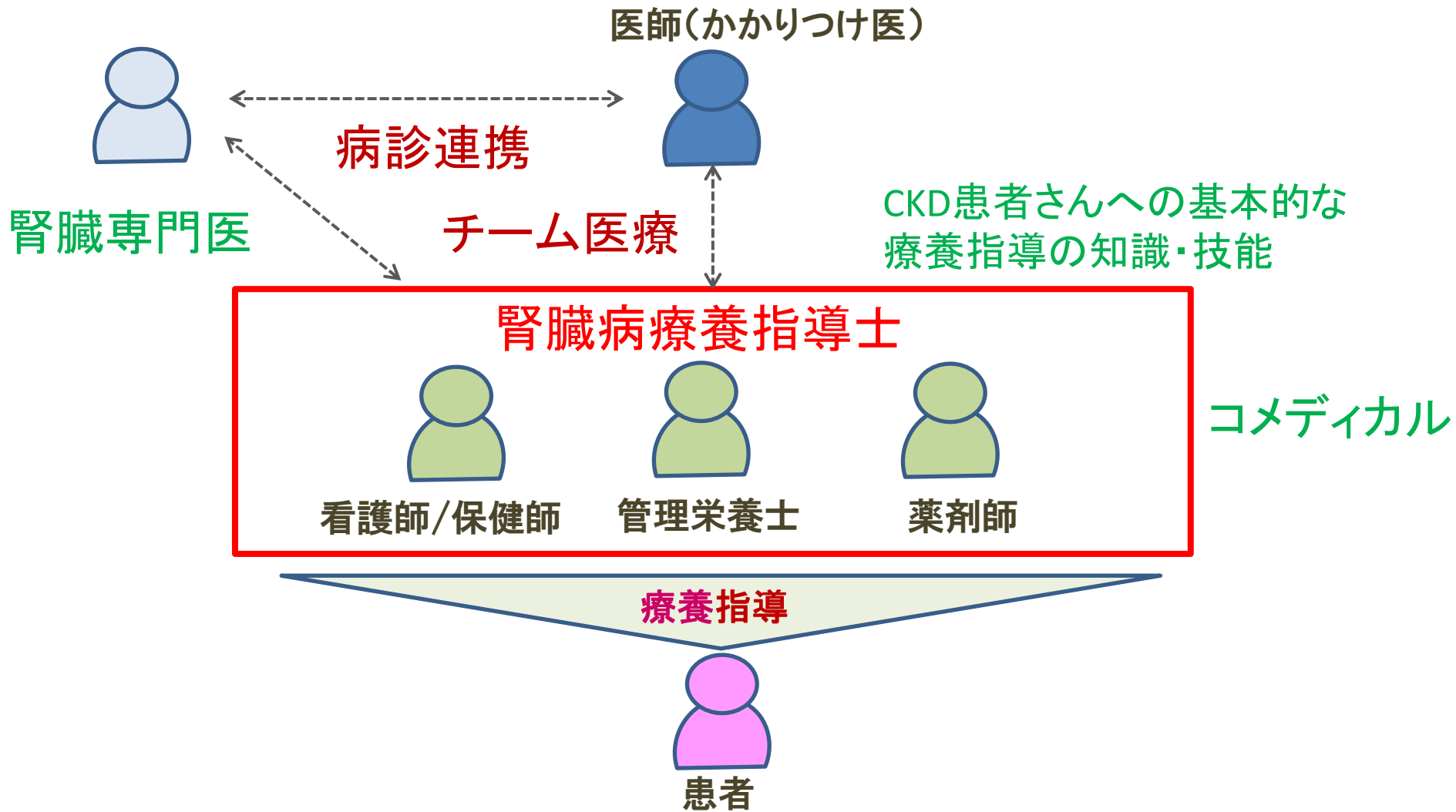
## ➤ 医師・コメディカルのための 「慢性腎臓病 生活・食事指導 マニュアル」



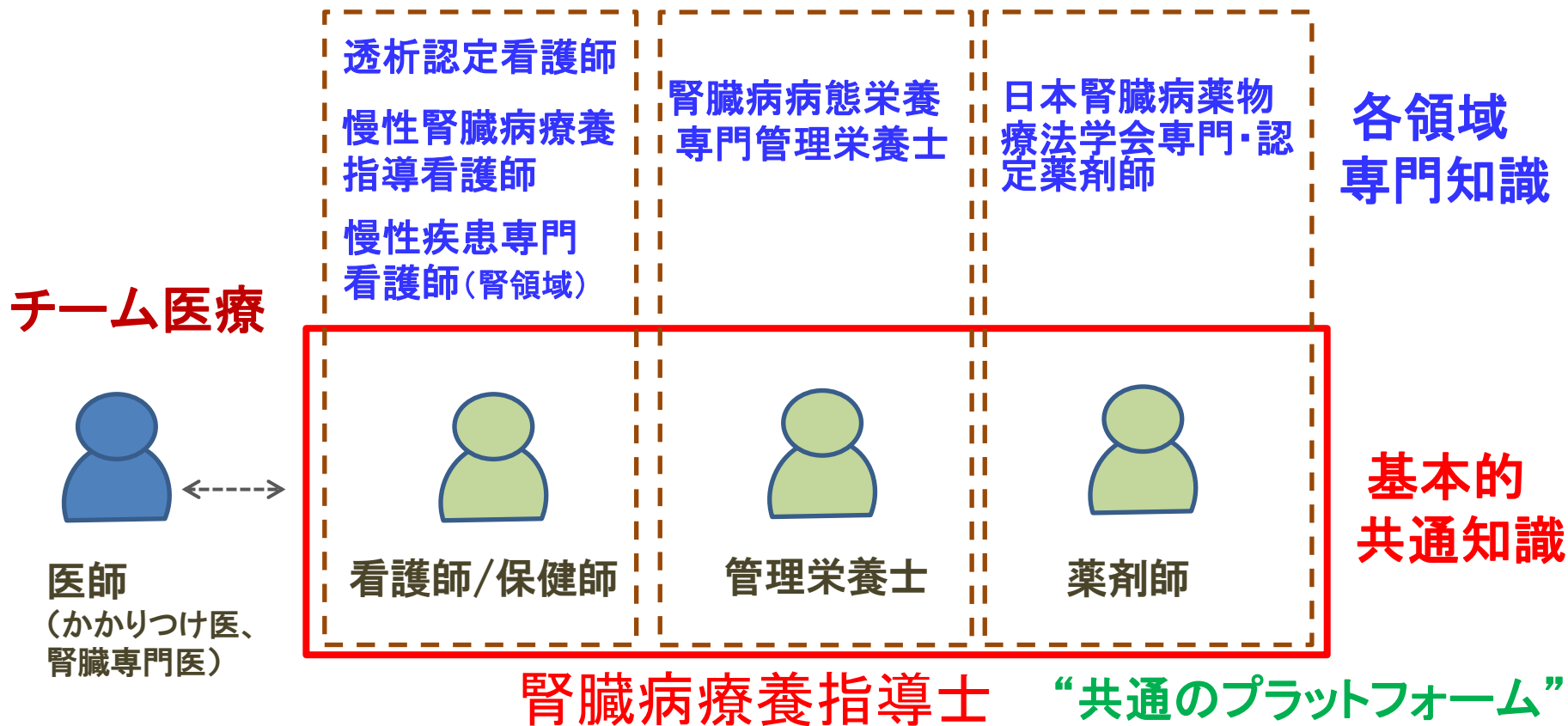
# 腎臓病療養指導士の役割

1. CKDの意義、**CKDに関する基本的な知識と対策**、およびCKDの予防について 理解・習熟している
2. ステージに応じた**保存期**CKD患者への基本的管理方法を理解し、個別のCKD患者に対して**ステージに応じた包括的かつ基本的な療養指導**(生活指導, 栄養指導, 薬物指導)を行うことができる
3. CKDに関して腎臓専門医や他の医療従事者と**円滑な連携**がとれ、**チーム医療**に参加することができる
4. 腎代替療法についての基本的知識を有し、**3つの療法選択(血液透析, 腹膜透析, 腎移植)**に関する説明を行うことができる
5. AKIの基本的知識を持ち、その予防策について指導することができる
6. 自らの指導技術を高める活動を継続する
7. 後進の指導を行い、腎臓病療養指導士の育成に努める
8. CKDの啓発活動に努める
9. 地域の行政機構、医師会などと連携してCKD 対策を推進する
10. 腎臓病療養指導活動の普及に努める
11. CKDの臨床研究への参加に努める

# 腎臓病療養指導士のイメージ



# 腎臓病療養指導士と各専門資格の関係



\*各領域の専門資格は、腎臓病療養指導士の取得を必要とするものではない

# 腎臓病療養指導士創設のための合同委員会 への参加団体

医師 : 日本腎臓学会  
日本医師会

看護師 : 日本腎不全看護学会/日本看護協会

管理栄養士 : 日本栄養士会

薬剤師 : 日本腎臓病薬物療法学会

合同委員会、および教育研修小委員会および試験認定小委員会を組織し、2018年4月1日付で合計743名が初認定。



# 腎臓病療養指導士の様々な形

---

## ①各領域の有専門資格者(基幹病院)

・・・チーム医療における中心的役割、質の向上

## ②一般病院・クリニック勤務者

・・・非専門医・かかりつけ医のサポート

## ③それ以外で実地医療に携わる者(保健師、薬局薬剤師、行政栄養士、など)

・・・地域のCKD対策、後方支援、医療連携の促進

→ 実務経験がない、あるいは自施設で要件に満たない場合は  
施設研修(または代替措置→来年以降)で補うことができる

# 腎臓病療養指導士の要件概要(1)

1) **資格**: 看護師、管理栄養士、薬剤師のいずれかの資格を有し、資格取得後3年以上経過している者

2) **講習会の受講** 5年間有効

・委員会主催の講習会(年1回)を受講(必須要件;受講証を提出)

3) **療養指導の実地経験**

① 基準施設で通算2年間、かつ通算1000時間以上の療養指導経験  
+ 同施設での他職種領域の実地見学(ケースレポート)

(施設基準) 腎臓専門医の常勤医または非常勤医, または10年の会員歴を有する日本腎臓学会所属の常勤医がおり, かつ腎臓病患者の内科外来診察および患者教育・指導が恒常的に行なわれている施設。透析実施の有無は問わない。

② 上記施設に属さない場合は、日本腎臓学会研修施設(全国に635か所)において、所定の実地研修を行う(→ **代替措置を検討中**)

# 腎臓病療養指導士の要件概要(2)

## 4) 研修とケースレポート:

- 下記(1)～(4)に相当する研修を施設基準を満たす 自施設または他施設(日本腎臓学会研修施設) で行い、これを証明する 症例リスト10例 および 各職種2例の症例要約 を提出すること\*。

- (1) 腎臓内科医師によるCKD患者の外来見学
- (2) 看護師によるCKD患者の療法指導の見学または実施
- (3) 管理栄養士によるCKD患者の栄養指導の見学または実施
- (4) 薬剤師による服薬指導の見学または実施

\*ただし、自施設で療養指導経験を有する者は、同職種の見学・実施 および 症例要約は不要

(→ 計6例の症例要約でよい。他施設研修では計8例必要)

\* \* 各職種認定の専門資格を有する者は研修・レポートを免除

## 5) 認定試験(毎年1回)

1)～4)の要件・実務経験と認定試験の結果を評価し、設立4団体による合同認定とする

# 腎臓病療養指導士認定のための講習会

場 所：東京医科歯科大学 鈴木章夫記念講堂

## 第1回

一般社団法人 日本腎臓学会

看護師・管理栄養士・薬剤師 対象

### 腎臓病療養指導士 認定のための講習会

日本腎臓学会主導のもと、  
幅広くCKD患者の療養指導を担う  
「腎臓病療養指導士」創設の準備が  
進んでおります。認定に向けた  
第1回講習会を開催いたします。



看護師  
管理栄養士  
薬剤師

2017年  
**3.19**日  
10:00~16:00  
東京医科歯科大学  
M&Dタワー  
鈴木章夫記念講堂

参加費 10,000円(テキスト代込)

定員  
300名

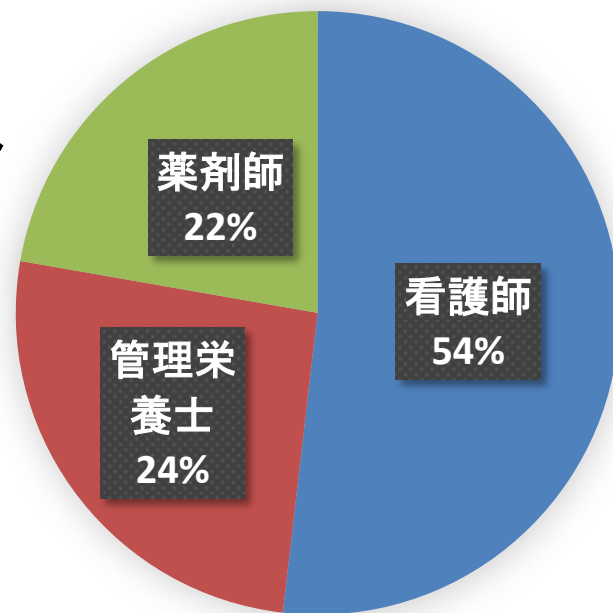
一般社団法人 日本腎臓学会・腎臓病療養指導士創設に関する合同委員会  
一般社団法人 日本腎不全看護学会 公益社団法人 日本栄養士会  
一般社団法人 日本腎臓病薬物療法学会

事前参加登録は、右記ホームページにて1月16日より開始 <http://www.mtoyoy.jp/jinryouyou/>

腎臓病療養指導士認定要件等の詳細は、ホームページをご覧ください

2017年度認定試験のための講習会  
(計3回)受講者数：1,203名

## 職種の内訳



2018年度認定試験のための講習会  
第4回3月4日(大阪)  
第5回5月13日(東京)

医師をサポートし  
チーム医療の一員と  
なる！

CKD療養指導全般  
の  
基本知識

講習・筆記試験



CKD療養指導全般  
の  
実務経験

研修・レポート

「腎臓病療養指導士」制度へのご理解、ご協力をお願いいたします